

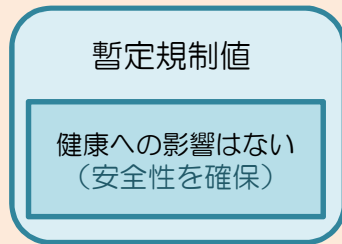
食品中の放射性物質って何だろう？



基準値

Q 新しい基準値って安全なの？

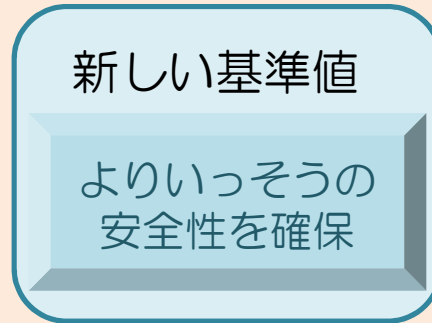
(東京電力福島第一原子力発電所の事故から平成24年3月31日まで)



年間5ミリシーベルト
(食品からの被ばく線量の上限)



(平成24年4月1日から)



年間1ミリシーベルト
(食品からの被ばく線量の上限)

このように、国は「暫定規制値」を下回っている食品は健康への影響はないと一般的に評価しています。

平成24年4月1日から、よりいっそうの食品の安全性を確保する目的で、新しい基準値が設定されています。

Q 「年間1ミリシーベルト」ってどんな考え方なの？

原発事故の後、食品安全委員会(内閣府)において、専門家による食品健康影響評価が行われました。その結果、放射線による健康影響が確認されるのは、一生涯で、自然放射線など通常の一般生活において受ける放射線量に加え、おおよそ**100ミリシーベルト以上**とされています。

これを受けて、次の根拠により「**年間1ミリシーベルト**」と設定されています。

- (1) 食品の国際規格を作成している「コーデックス委員会」の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されているため。
- (2) 多くの食品の放射性物質濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあるため。

Q「自然放射線」って？

自然界にもともと存在している放射線の総称です。特別な活動をしなくても、普段の生活の中でも被ばくしています。

(例: 宇宙から、大地から、食物から)

食べものには、もともと、カリウム40や炭素14などの自然放射性物質が含まれています。例えばカリウム40の場合、野菜や肉、魚、穀類等に含まれています。日々の食事等により、私たちの体には、常に放射性物質が含まれています。

Q 新しい基準値ってどうやってできているの？

国際的な指標をもとにして、食品からの被ばく線量の上限である年間1ミリシーベルトを超えないよう、「一般食品」※1、「乳児用食品」、「牛乳」および「飲料水」の4つに分類して基準値が設定されています。

一般食品

年齢や性別などで区分し、摂取量、体格、代謝を考慮して計算されています。

その結果から、**乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮して**、もっとも厳しい結果を下回る値が設定されています。 ○基準値：**100**ベクレル※2/kg

乳児用食品と牛乳

乳児が食べる「乳児用食品」と、子どもでの摂取量が特に多い「牛乳」（乳および乳飲料を含む）を特別に区分し、放射線への感受性が高い可能性があると考えられる子どもに配慮して、**一般食品の「半分」**に設定されています。 ○基準値：**50**ベクレル/kg

※乳児用食品の例：乳児用調整粉乳、乳児用飲料、ベビーフードなど

飲料水

すべての人が摂取し多いこと、代替がきかないことから、国際基準を踏まえて設定されています。 ○基準値：**10**ベクレル/kg

Q1. 「一般食品」って？

「乳児用食品」、「牛乳」、「飲料水」以外の食品を指します。

Q2. 「ベクレル」って？

「放射性物質が放射線を出す能力の強さ」を表す単位です。

試験検査

Q 食品中の放射性物質はどうやって調べるの？

滋賀県では計画に基づいて、次の取り組みにより、正しく使われていることを確認しています。

食品の検査

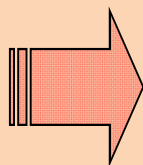
県内で生産、流通されている食品について検査を実施し、放射性物質の基準に適合しているかを確認しています。本県では次の2台の機器で測定しています。

<放射性物質検査の様子> 例：Ge半導体検出器（精密検査用）

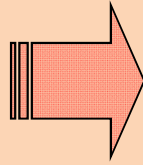
（スクリーニング検査用）



検体の処理



専用の容器へ入れる



測定



NaIシンチレーションカウンター



【参考】国および他の自治体での取り組み状況

国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、検査対象の品目、頻度、対象とする地方自治体など必要な見直しを行いながら、各自治体において計画的に検査を実施するよう、依頼しています*1。

検査の結果、基準値を超えた食品は同一ロットについて回収・廃棄され、地域的な広がりが見られた場合は品目ごと、区域ごとに出荷制限が、著しく高濃度の値が検出された場合は「摂取制限」が指示され、市場に流通しないことになっています。

例：水産物

検査対象の品目：基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

対象自治体：

品目	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	神奈川県
①海産魚類	○※2	○※2	○	○	○	○			○		
②内水面魚類			○	○	○	○	○	○	○	○	○

①の例：ヒラメ、カレイ類（2群）、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類（2群）、サメ・エイ類、マダラ、エソイソアイナメ、ホウボウ・サブロウ、クロダイ・ボラ、スズキ、フグ類、アナゴ類、マゴチ、アサリ

②の例：ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ウグイ・フナ類・コイ・モツゴ、ウナギ、アユ、オオクチバス、アメリカナマス、甲殻類

検査の結果は、下記のホームページで随時公開されています。

○厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」の「食品中の放射性物質の検査」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

*1平成26年3月20日付け食安発0320第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「農畜水産物等の放射性物質検査について」の「地方自治体の検査計画」を参照
*2「マダラ」に限る。

もっとくわしく知りたい方へ

次のホームページを参照してください

- 滋賀県食の安全情報ホームページ 「食品衛生試験検査の実施状況」
- 厚生労働省ホームページ 「食品中の放射性物質検査データ」
- 農林水産省ホームページ等 「食べものと放射性物質のはなし」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/shoku/07kensa/itiran.html>

<http://www.radioactivity-db.info/>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/tabemono_no_hanasi.html

(※厚生労働省、食品安全委員会ホームページにも同様の内容が掲載されています。)

- 食品安全委員会(内閣府)ホームページ 「食品中の放射性物質に関する情報」

http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/radio_hyoka.html

- 消費者庁ホームページ 「食品等の放射能測定」

<http://www.caa.go.jp/region/links/links.html>

- 水産庁ホームページ 「水産物の放射性物質調査の結果について」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

- 政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html>